

(案)

○蓮田市空家等対策協議会運営要領

令和 6 年 6 月 7 日 蓮田市空家等対策協議会決定

蓮田市空家等対策協議会運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、蓮田市空家等対策協議会（以下、「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(協議会の公開)

第 2 条 協議会は原則として公開とする。ただし、協議会において、蓮田市情報公開条例（平成 13 年蓮田市条例第 1 4 号）第 7 条各号に定める情報（以下、「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項について協議等を行う場合は、非公開とすることができる。

(非公開の決定方法)

第 3 条 前条ただし書の規定により非公開とする場合は、会長が協議会に諮って決定する。

(開催の周知)

第 4 条 協議会の開催は原則として協議会開催の 7 日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を蓮田市ホームページに掲載することにより周知するものとする。

- (1) 協議会の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認めるものの定員
- (6) 傍聴の申込方法
- (7) 問い合わせ先

(傍聴の手続き)

第 5 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年令を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

- 2 会議開催の 10 分前までに傍聴人受付簿に記入された者の数が定員を超過するときは、抽選により、入場できる傍聴人を決定するものとする。
- 3 傍聴人は、定められた傍聴席以外に入ってはならない。

(案)

(傍聴席に入ってはならない者)

第6条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) 精神に異常があると認められる者。
- (4) 異様な服装をしている者。
- (5) 前各号に掲げる者のほか、議長において、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす等、会議場の秩序を保持するために支障があると認められた者。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言動に対して、可否をしないこと。
- (2) 放談等、騒ぎ立てることをしないこと。
- (3) 会議場に立ち入らないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は会議場の秩序を乱すような行為をしないこと。

(写真撮影、録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長は、それを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 この要領のほか、必要な事項を生じた場合は、議長は、第9条に規定する係員を通じて傍聴人に指示するものとする。

附 則

この要領は、令和6年6月7日から施行し、同日以後に開催される会議から適用する。